

# 名古屋市ファミリーシップ制度実施要綱

制定 令和4年11月7日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、性的少数者の方々や、様々な事情により婚姻制度や養子縁組制度を利用することができない方々の生きづらさや困難の解消を図るとともに、人権が尊重され、一人ひとりの個性や多様な価値観・生き方を認め合える社会を実現するため、名古屋市ファミリーシップ制度について必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ファミリーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で継続的な共同生活を行っている又は行うことを約した関係及び、当該パートナーの一方又は双方の、生計を同一とする子（以下「子」という。）を含めた関係をいう。
- (2) 宣誓 ファミリーシップの関係にある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

## (宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 民法(明治29年法律第89条)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 少なくともいずれか一方が本市域内に住所を有し、又は本市域内への転入を予定していること。
- (3) 現に宣誓をしようとする者同士が婚姻(日本法により効力を認められる婚姻に限る。)していないこと。
- (4) 現に宣誓をしようとする者のいずれもが宣誓をしようとする相手方以外の方と婚姻(事実上の婚姻関係を含む。)をしておらず、かつ、ファミリーシップを形成していないこと。
- (5) 民法第734条及び第735条の規定する婚姻をすることができない続柄でないこと。

## (宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、宣誓日を予約のうえ、ファミリーシップ宣誓書(様式1。以下「宣誓書」という。)により、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。)
- (2) 宣誓時において本市域内に住所を有していない者の場合は、前号に掲げる書類に代えて、本市域内へ転入する予定が記載された転出証明書の写し等その事実が確認できる書類
- (3) 現に婚姻をしていないことを証明する書類(宣誓日前3か月以内に発行され

たものに限る。)

- 2 宣誓しようとする者は、宣誓書を提出するとき、本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。
  - (1) 運転免許証
  - (2) 旅券(パスポート)
  - (3) マイナンバーカード(個人番号カード)
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類
- 3 前条第2号に規定する本市域内に転入予定である者は、宣誓をした日から3か月以内に、住民票の写し等本市域内への転入を証明する書類を市長に提出するものとする。
- 4 第1項の規定による宣誓を行う場合において、性別違和その他市長が特に理由があると認めるときは、戸籍上の氏名に通称(氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものに限る。)を併記することができる。

(交付書類)

- 第5条 第4条の規定により宣誓をした者(以下「宣誓者」という。)が第3条に掲げる要件を満たしているとき、市長は宣誓書を受領し、ファミリーシップ宣誓書受領証(様式2の1又は様式2の2。以下「受領証」という。)及びファミリーシップ宣誓書受領証明カード(様式3。以下「受領証明カード」という。)に宣誓書の写しを添付し、宣誓者に交付する。
- 2 第4条第4項の規定により通称名を使用したときは、当該通称名と戸籍に記載されている氏名を受領証及び受領証明カード(以下「受領証等」という。)に記載する。

(子に関する記載)

- 第6条 宣誓者の一方又は双方に子がいる場合であって、受領証等に当該子の氏名の記載を希望するときは、当該子との関係性を確認できる書類を提出することで、記載することができる。
- 2 15歳以上の子について、前1項の規定により、氏名の記載を希望するときは、当該子の意思を確認できる方法をもって行うものとする。第8条第1項に規定する子が追加された場合においても同様とする。

(再交付)

- 第7条 受領証等の交付を受けた宣誓者は、当該受領証等の紛失等により再交付を希望するとき(第9条第1項各号に掲げる場合を除く。)は、ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式4。以下「再交付申請書」という。)により、市長に対し受領証等の再交付を申請することができる。この場合において、毀損又は汚損により受領証等の再交付を受ける場合は、再交付申請書に当該受領証等を添えなければならない。
- 2 宣誓者は、前項の規定による提出の際、第4条第2項に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。
  - 3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出があったときは、受領証等を再交付する。

(宣誓事項の変更)

第8条 宣誓者は、宣誓書に記載した事項に変更があった場合（次条第1項各号に掲げる場合を除く。）は、ファミリーシップ宣誓事項変更届（様式5。以下「変更届」という。）に、受領証等及び変更内容が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該受領証等の提出を要しない。

- 2 宣誓者は、前項の規定による提出の際、第4条第2項に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により変更届の提出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容を記載した受領証等を交付するものとする。
- 4 やむを得ない理由があるときは、第1項の規定にかかわらず、前条の規定により先に再交付を受けることができる。

(返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式6。（以下「返還届」という。）に、受領証等を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第2号及び第10条第1号の規定により無効となる第4号に該当する場合であって、宣誓者が引き続き子とのファミリーシップ関係の継続を希望し、生計を同一としている場合は、この限りではない。また、受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該受領証等の返還を要しない。

- (1) 宣誓者の意思により、ファミリーシップが解消されたとき。
  - (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
  - (3) 宣誓者の双方が共に本市域内に住所を有しなくなったとき。
  - (4) 第10条の規定により、宣誓が無効となったとき。
  - (5) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。
- 2 宣誓者は、前項の規定による提出の際、第4条第2項に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。
- 3 市長は、宣誓者が第1項に定める状態に該当すると認めるときは、受領証等が返還されたものとみなすことができる。
- 4 市長は、第1項の規定により受領証等が返還されたとき又は前項の規定により受領証等が返還されたとみなしたときは、当該受領証等の交付番号（受領証等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。
- 5 第1項の規定により返還届の提出をした者が希望する場合は、市長は、当該届出をした者に対して、ファミリーシップ宣誓書受領証等返還事実証明書（様式7。以下「事実証明書」という。）を交付するものとする。
- 6 宣誓書に氏名を記載された子は、宣誓者の双方が死亡した場合、第1項第5号に該当するものとして、その事実を証明する書類とともに、市長へ返還届を提出することで、事実証明書の交付を受けることができる。
- 7 第4条第2項の規定は、前項の規定により返還届を提出した者について準用する。

(無効となる宣誓)

第10条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。ただし、第1号に該当する場合であって、宣誓者が引き続き子とのファミリーシップ関係の継続を希望し、生計を同一としている場合は、この限りではない。また、第3号又は第4号に

該当する場合は、当該各号の規定に違反する事由が生じたときから将来に向かってのみ無効とする。

- (1) 宣誓者間にファミリーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第3条各号の規定に反しているとき。
- (4) 第4条第3項の規定に反して、本市域内への転入を証明する書類を提出しないとき。

(宣誓書記載内容等証明書の交付)

第11条 宣誓者は、第9条第1項各号に該当する場合を除き、ファミリーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書(様式8)を市長に提出することにより、ファミリーシップ宣誓書記載内容等証明書(様式9の1又は様式9の2)の交付を受けることができる。

2 宣誓者は、前項の規定による提出の際、第4条第2項に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

(子の氏名の削除)

第12条 宣誓書に氏名を記載された子は、満15歳に達した日以降に、市長にファミリーシップ宣誓に関する申立書(様式10。以下「申立書」という。)を提出することにより、当該記載された子に係る受領証等から当該子の氏名を削除するよう申し立てることができる。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定により申立書の提出をした者について準用する。

3 市長は、第1項の規定により申立書の提出があったときは、宣誓者に当該記載された子の氏名を削除した受領証等を交付するとともに、削除する前の受領証等の返還を受けるものとする。ただし、受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該受領証等の返還を要しない。

(市における宣誓書の取扱い)

第13条 市長は、施策の推進にあたっては、この要綱の趣旨を十分に尊重し、適切に対応するものとする。

(市民及び事業者への周知及び啓発)

第14条 市長は、市民及び事業者に対し、この要綱の規定に基づいて行われた宣誓の趣旨が理解され、宣誓者に対して適切な対応が行われるよう、啓発を行うものとする。

(宣誓書の保存期間)

第15条 市長は、宣誓者のファミリーシップが継続している限り宣誓書を保存するものとする。ただし、第9条第1項の規定により返還届が提出された場合、又は同条第3項の規定により受領証等が返還されたとみなした場合は、そのときから5年間保存の後、これを廃棄することができる。

(他の自治体と連携を図る場合の取扱い)

第16条 本市域内へ転入前に、本市とファミリーシップ制度の自治体間連携を行う

他の自治体（以下「連携自治体」という。）において、第5条第1項に規定する交付書類に類する書類（以下「受領証等類似書類」という。）の交付を受けた2人は、引き続きファミリーシップを継続し、当該事実及びファミリーシップにあることを市長に申告すること（以下「申告」という。）により、受領証等の交付を受けることができる。ただし、申告をすることができる者は、第3条各号のいずれにも該当するものとする。

2 申告をしようとする者（以下「申告者」という。）は、ファミリーシップ宣誓継続申告書（様式11の1又は様式11の2。以下「申告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 連携自治体において交付を受けた受領証等類似書類

(2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(申告日前3か月以内に発行されたものに限る。)

(3) 申告時において本市域内に住所を有していない者の場合は、前号に掲げる書類に代えて、本市域内へ転入する予定が記載された転出証明書の写し等その事実が確認できる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 申告があったときは、第4条第1項の規定による宣誓があったものとみなす。

4 第4条第2項から第4項までの規定は、申告について準用する。

5 市長は、第2項の規定により、申告者から申告書の提出があった場合、遅滞なく転出元である連携自治体に通知する。また、当該連携自治体から求めがあった場合は、当該連携自治体が交付した受領証等類似書類の原本を送付することができる。

6 市長は、受領証等の交付事務に必要なときは、転出元の連携自治体の長に対して、関係書類の写しの交付を求めるものとする。

第17条 第5条第1項に規定する受領証等の交付を受けた者が、本市から連携自治体へ転出し、申告に類する手続きをもって、当該連携自治体から受領証等類似書類の交付を受け、当該連携自治体からその事実の通知があったときは、当該転出した者に係る第9条第1項に規定する返還届が提出されたものとみなす。

2 市長は、転出先の連携自治体から求めがあった場合は、本市から連携自治体へ転出した者に係る関係書類の写しを送付することができる。ただし、当該転出した者から当該手続に係る同意を得ている場合に限る。

(補足)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、スポーツ市民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。